



西暦（和暦）	できごと
1906（明治39）	近代日本初のアカデミーである 帝国学士院 が成立
1920（大正9）	日本学術会議の前身である 学術研究会議 が成立
1947（昭和22）	敗戦を契機に日本の学術体制を見直すため、全国から選出された科学者たちによって 学術体制刷新委員会 が成立 帝国学士院は、 日本学士院 に改称
1948（昭和23）	学術体制刷新委員会の報告を踏まえて 日本学術会議法 が公布 <ul style="list-style-type: none"> 学術研究会議は廃止され、日本学士院は日本学術会議に附属する荣誉機関となる。 一定の資格を有する全国科学者の選挙により、210名の会員が選出される。 文、法、経、理、工、農、医で各30名の7部制となる。 12月 科学技術行政協議会法 が公布
1949（昭和24）	1月 内閣総理大臣所轄の下、 独立して職務を行う機関として日本学術会議 が設立される。 <ul style="list-style-type: none"> 1月20日に第1回総会が開催 場所は、上野の日本学士院の庁舎を使用。 1月 科学技術行政協議会 （～1956）が設置される。 9月、日本が 国際学術連合会議（ICSU） に復帰
1956（昭和31）	3月 日本学士院が独立する。5月 科学技術庁 が設置される。
1959（昭和34）	2月、科学技術会議設置法に基づき、 科学技術会議 （～2001年）が設置される。
1970（昭和45）	7月 日本学術会議が上野旧庁舎から 現在の六本木庁舎に移転 。
1984（昭和59）	5月 日本学術会議法が一部改正…会員の選出方法が学協会を基盤とする 推薦制 へ変更された。
2001（平成13）	1月 中央省庁等改革基本法施行に伴い、 総務大臣所轄 へ 同月 内閣府設置法に基づき、 総合科学技術会議 設置
2005（平成17）	4月 日本学術会議は、再び 内閣総理大臣所轄 へ 10月 日本学術会議法一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 会員の選出方法を、日本学術会議自体が選考する方法に変更 人文・社会科学、生命科学、理学・工学でそれぞれ約70名ずつの3部制
2014（平成26）	5月 内閣府設置法の一部改正により、総合科学技術会議は 総合科学技術・イノベーション会議 と改称
2019（平成31）	1月、日本学術会議設立70周年を迎える。

第7回シンポジウム 日本学術会議 [法人化] 論を考える

オンライン開催

2024年

3月4日(月)
19時半～21時半

参加希望の方は、下記の参加登録フォームにご記入ください。ZOOMのURLを送付します。
<https://forms.office.com/r/D5siqdfMBZ>

参加登録フォーム



大学フォーラム
大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム

昨年12月21日、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会が、学術会議を法人化することが望ましいとする「中間報告」をまとめ、同時に、この方向に沿った法制化を進める旨の内閣府特命担当大臣決定が出されました。

学術会議の法人化とは何を意味するのか、それは望ましいことなのかについて考えます。

発言者

小森田秋夫 (大学フォーラム)

隠岐さや香 (東京大学)

栗田 禎子 (千葉大学)

佐藤 岩夫 (東京大学)

千葉 紀和 (毎日新聞)

三成 美保 (追手門学院大学)

主催：大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム
お問合せ先：univforum7@gmail.com

日本学術会議の法人化をめぐる問題

2024年3月4日 ONLINE(10分)

三成 美保

追手門学院大学教授・奈良女子大学名誉教授
博士(法学)

専門：ジェンダー法学・ジェンダー史・法史学

23～24期会員(24期副会長)・現連携会員

(出典) 『日本学術会議の設立と組織の変遷——地下書庫アーカイブズの世界』（日本学術会議70周年記念展示リーフレット、2019年10月）
<https://www.scj.go.jp/ja/scj/print/pdf/p70kinen.pdf>

1. 日本学術会議法の成立

● 日本学術会議法（1948年）

- 日本学術会議は、**科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。**

● 第一章 設立及び目的

- 第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

- 3 日本学術会議に関する経費は、**国庫の負担**とする。

- 第二条 日本学術会議は、**わが国の科学者の内外に対する代表機関**として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

● 第二章 職務及び権限

- 第三条 日本学術会議は、**独立して左の職務を行う。**

- **一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。**

- **二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。**

- 第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

- 第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

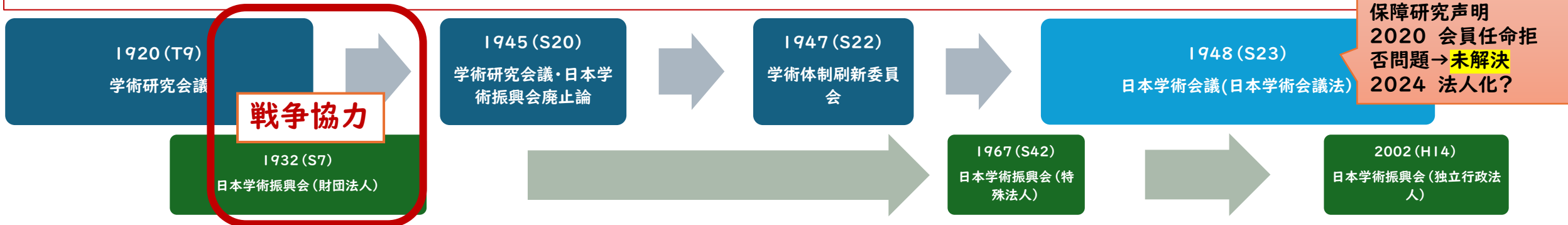
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策

- 三 科学研究者の養成に関する方策

- 四 科学を行政に反映させる方策

- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策

- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事とを使命とし、ここに設立される。



2. 国立大学法人化と学術会議法人化の違い

	日本学術会議	国立大学法人		
		東京大学	鹿屋体育大学	人間文化研究機構
予算全体	10億円	2700億円	23億円	125億円
国からの運営費交付金	10億円	800億円（最上位）	14億円（最下位）	116億円
授業料収入	0	166億円	5.5億円	0
受託研究費等収益	0	750億円	0.5億円	4.5億円
常勤（大学教員・研究者）	0 （非常勤会員210／ 非常勤連携会員約2000） ※会員手当（総額0.7億円）	常勤 約4000 特任 約2000	71	204
常勤（職員）	約50	約4000	72	254
学生数（学部・大学院） ※数は収容定員の概算	0	学部約12000 院修士約6500 院博士約5100	学部680 院48	学部0 院生少数・連携
備考	内閣総理大臣の所轄による国家機関			人間文化研究を推進する6つの大学共同利用機関を統括

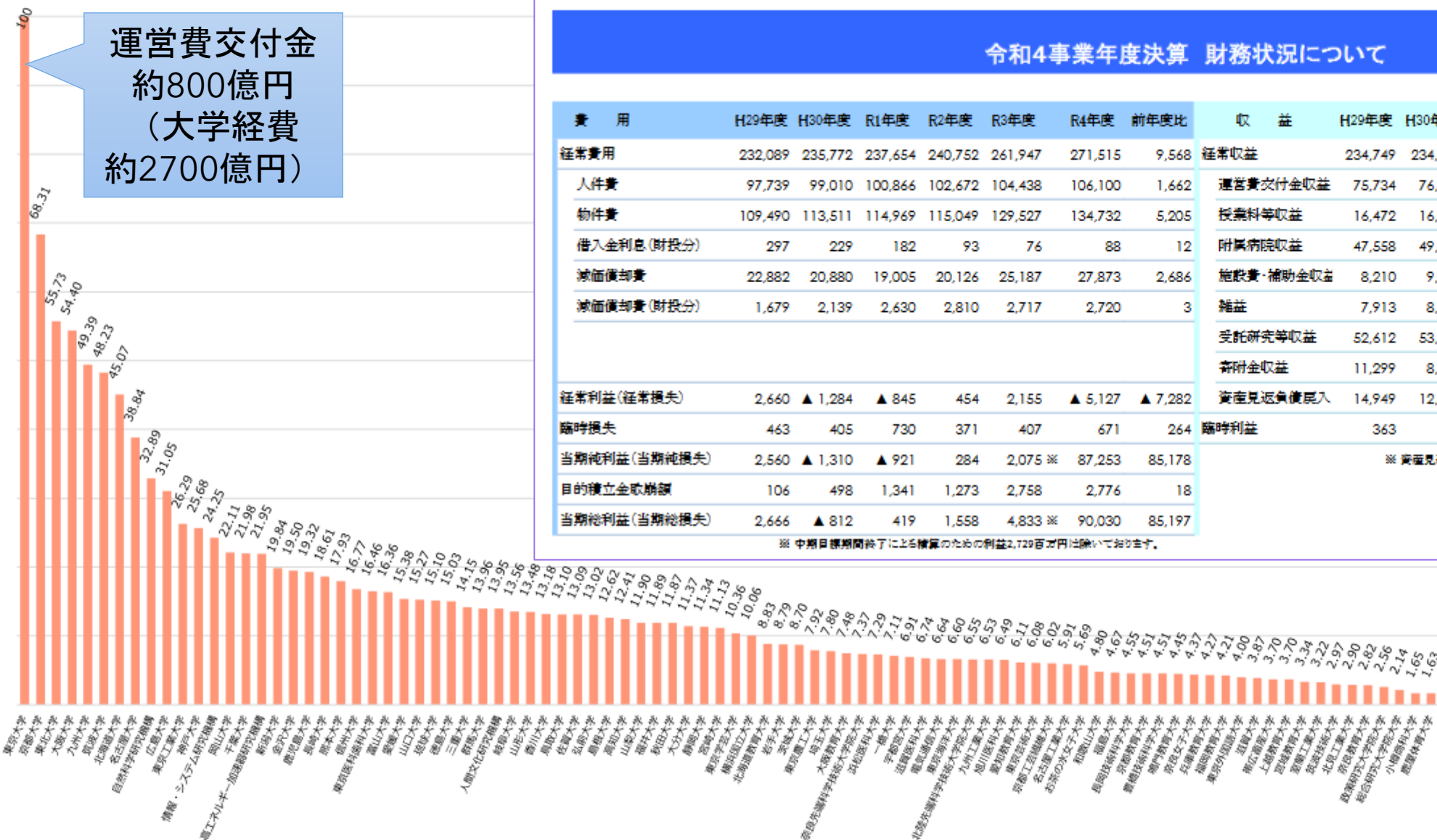
国立大学法人運営費交付金の配分状況

資料 1 - 2

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第2回）
R2.11.17

東京大学の運営費交付金予算額を「100」とした際の各大学等の値は以下のとおり。（令和元年度当初予算額）

運営費交付金
約800億円
（大学経費
約2700億円）



国立大学法人 東京大学 令和4事業年度決算 財務状況について

(単位:百万円)

費用	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	前年度比	収益	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	前年度比
経常費用	232,089	235,772	237,654	240,752	261,947	271,515	9,568	経常収益	234,749	234,487	236,808	241,207	264,102	266,388	2,286
人件費	97,739	99,010	100,866	102,672	104,438	106,100	1,662	運営費交付金収益	75,734	76,273	77,161	77,252	82,719	79,954	▲ 2,765
物件費	109,490	113,511	114,969	115,049	129,527	134,732	5,205	授業料等収益	16,472	16,485	16,517	16,425	16,527	16,590	63
借入金利息(財投分)	297	229	182	93	76	88	12	附属病院収益	47,558	49,500	51,291	50,235	53,729	54,699	970
減価償却費	22,882	20,880	19,005	20,126	25,187	27,873	2,686	施設費・補助金収益	8,210	9,100	7,896	13,400	14,721	13,462	▲ 1,259
減価償却費(財投分)	1,679	2,139	2,630	2,810	2,717	2,720	3	雑益	7,913	8,367	9,003	7,574	8,175	9,913	1,738
経常利益(経常損失)	2,660	▲ 1,284	▲ 845	454	2,155	▲ 5,127	▲ 7,282	受託研究等収益	52,612	53,210	53,318	57,427	68,803	75,393	6,590
臨時損失	463	405	730	371	407	671	264	寄附金収益	11,299	8,796	9,733	8,580	8,430	16,373	7,943
当期純利益(当期純損失)	2,560	▲ 1,310	▲ 921	284	2,075	87,253	85,178	資産見返負債戻入	14,949	12,753	11,885	10,311	10,994	0	▲ 10,994
目的積立金取崩額	106	498	1,341	1,273	2,758	2,776	18	臨時利益	363	379	654	201	3,055	93,051	※ 89,996
当期純利益(当期純損失)	2,666	▲ 812	419	1,558	4,833	90,030	85,197								

※ 資産見返負債戻入の戻入に伴い戻入益93,048百万円が含まれております。

※ 中期目標期間終了による精算のための利益2,729百万円は除いてあります。

(出典) 東京大学 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400221442.pdf>

【参考】平成14年法律第159号独立行政法人日本学術振興会法（抄）

昭和7年財団法人

昭和42年特殊法人

平成14年独立行政法人

予算規模2800億円(配分助成金含む)
運営費交付金270億円・役職員266名

- 第一章 総則
- (目的) 第一条 この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
- (名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、**独立行政法人日本学術振興会**とする。
- (振興会の目的) 第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、**学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。**
- (中期目標管理法) 第三条の二 振興会は、通則法第二条第二項に規定する**中期目標管理法**人とする。
- (基本金) 第五条 振興会の基本金は、附則第二条第一項の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とする。
- (資本金) 第六条 振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。
- 3 振興会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 第四章 業務等
- (業務の範囲) 第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
 - 二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
 - 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
 - 四 学術の応用に関する研究を行うこと。
 - 五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
 - 六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
 - 七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
 - 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- (株式等の取得及び保有) 第十五条の二 振興会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。
- (日本学術会議との連絡) 第十六条 文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、**日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。**

3. 国家と学術をめぐる争点

現行の日本学術会議法

2020年
任命拒否

法人化後の新システム構想
(中間報告)

《国からの独立》の保障

- ・ 人事=政府による人事介入の禁止
- ・ 学問の自由=学術的な活動内容に対する政治的介入の禁止(憲法23条)

人事介入の正当化

「学問の自由」への介入

予算の「外部資金」化

政策提言機能の抑制

《文化国家》の代表機関

- ・ 予算=国家による予算措置(税金)
- ・ 役割=学術的見地からの国への助言
- ・ 国の学術・科学政策+「国民生活」ニーズの学術的反映

新しい運営・評価システムの構想

- ・ 「運営助言委員会」(会長任命)
- ・ 監事(大臣任命)
- ・ 「日本学術会議評価委員会」(大臣任命)
- ・ 「活動・運営に係る中期的な計画の策定」

法人化は「独立性」を維持する手段になるか？

	現状	法人化 【M】 = メリットとされるもの 懸念事項
① 人事（会員選考）の自律性	<p>1) 会員・学協会からの推薦→学術会議幹事会付置の選考委員会で選考→推薦→内閣総理大臣が任命</p> <p>2) 勤務形態は非常勤（大学・研究機関に専任として所属）→日当年2回会議分（年間4万円弱）＝事実上ボランティア</p>	<p>1) 【M】 「選考助言委員会」（会長任命の外部有識者）→政府介入なしの自律的任命＋外国人会員も任命可能 ⇔現行法でも政府介入はなし（2020年任命拒否問題を「なかったこと」にする恐れ）＋法人化以前の国立大学でも外国人教員は存在</p> <p>2) 【M】 「運営助言委員会」（会長任命）＋監事（大臣任命）＋「日本学術会議評価委員会」（大臣任命）＋「活動・運営に係る中期的な計画の策定」による新しい運営・評価システム</p>
② 審議テーマ・内容の自律性	<p>1) 審議テーマ＝学術的動向及び政策の現状に照らして委員会・分科会が自主的に決定</p> <p>2) 提言等の内容＝幹事会・部会等の査読により質を担保</p>	<p>審議テーマ・提言等の内容＝「運営助言委員会」（会長任命）＋監事（大臣任命）＋「日本学術会議評価委員会」（大臣任命）＋「活動・運営に係る中期的な計画の策定」による新しい運営・評価システムは学術会議の活動になじむか？→現行よりも「大臣」任命者が増える＋「計画策定」による政府管理強化の恐れ</p>
③ 国家・国民の代表性	<p>1) 国家予算＝10億円（ほとんどは事務経費・会員手当総額は0.7億円）→圧倒的に足りない予算は、会員のボランティア及び科学研究費や私費でカバーしている。</p> <p>2) わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図る→政策提言＋国際的な学術組織への代表派遣</p> <p>3) 行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる→「国民生活」のニーズや社会的問題を学術的に分析して政策提言</p>	<p>1) 国家予算10億円＋【M】 「審議依頼等のコントラクトや寄付金等」外部資金の獲得自由化＋自由な予算が増える→外部資金を得られないテーマや分野の削減・縮小（事実上、人文学・社会科学の削減）</p> <p>2) 国際的な学術組織への代表性の弱まり</p> <p>3) 【M】 「独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも政府の機関であることは矛盾を内在している」→政府に批判的な声明や提言（例：軍事的安全保障研究声明）を否定する考え方→「産業」ニーズが優先され、「国民生活」ニーズが抑制される可能性が大きい</p>